

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成31年4月12日（金） 8：38～8：46

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

山下貴司 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）

根本匠 国務大臣（厚生労働大臣）

吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

渡辺博道 国務大臣（復興大臣）

山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）

欠席者：麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○国会提出案件 5件

○政令 4件

○人事 2件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：国会提出案件について、申し上げます。まず、再生可能エネルギー特別措置法に基づく国会報告について、御決定をお願いいたします。本件は、経済産業大臣が調達価格等算定委員会の意見を聴いて定めた平成31年度以降の調達価格等について国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書4件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」は、氏に変更があった者の旧氏について、住民票、個人番号カード等への記載が可能となるよう、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「水道法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」は、水道事業の休止及び廃止に際し、給水区域の市町村への協議を要する地方公共団体以外の水道事業者の給水人口の基準を定める等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「働き方改革関連法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」は、私立学校教職員共済法施行令における短時間労働者の定義の変更等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、特命全権大使菅沼健一外1名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、藤原篤外206名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与について、御決定をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、農林水産大臣。

○吉川国務大臣：4月15日から5月14日までの1か月間は、「みどりの月間」であり、この間、緑の募金運動を重点的に展開することとしております。

緑の募金は、国民の自発的な森林整備活動を推進するものであります。各大臣におかれましては、「みどりの月間」の最初の1週間である4月15日から4月21日まで、緑の羽根を御着用いただき、運動に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：内閣総理大臣の臨時代理の指定についてであります。新たに鈴木東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当大臣を第4順位に、河野外務大臣を第5順位に指定いたしましたので、御了知願います。

○菅国務大臣：次に、私から海外出張不在中の臨時代理等について申し上げます。

麻生副総理は、海外出張いたしておりますが、その出張不在中、石田大臣が、財務大臣の臨時代理及び金融担当大臣の事務代理に、指定又は命ぜられておりますの

で、御了知願います。

○菅国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

内閣総理大臣より御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：今般、被災地の皆様のお気持ちを傷つける発言により、櫻田大臣が辞任いたしました。この発言について、改めて、私からも、被災地の皆様にお詫び申し上げます。その上で、閣僚各位に一言申し上げます。

被災地に寄り添いながら、復興に全力を傾ける。これは、安倍内閣の揺るぎない方針であります。「閣僚全員が、復興大臣である」との意識を、改めて、深く胸に刻んでいただきたいと思います。その強い責任感のもとに、それぞれの持ち場において、復興の加速化に全力を尽くしてください。

この機に、すべての閣僚、副大臣、政務官が一層身を引き締め、しっかりと襟を正し、内閣の総力を挙げて、東日本大震災からの復興をはじめ内外の課題に取り組むことで、国民の負託に応え、その信頼回復に努めてまいりたいと思います。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

○河野国務大臣：今朝、日本産水産物に関する韓国の輸入規制に関してWTO（世界貿易機関）の上級委員会の報告書が出されました。日本の食品の安全性及び韓国の安全基準をクリアしているということについてのパネル（小委員会）の判断がそのまま残りました。しかし、韓国が是正措置をとらなかった場合に日本が対抗措置をとれるというところは、パネルの判断が取り消されましたので、対抗措置をとることができなくなりました。安全基準をクリアしているということから、韓国に輸入規制を撤廃するよう、引き続き、申し入れをしていきたいと思っており、今朝、韓国の大使を呼んでおります。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔平成31年〕 (金)
4月12日

◎国会提出案件

資料あり

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第9項及び第5条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく報告について（決定）（経済産業省）

〃 ○ 1. 衆議院議員早稲田夕季（立憲）提出幼稚園類似施設に関する質問に対する答弁書について（決定）（文部科学省）

〃 ○ 1. 衆議院議員初鹿明博（立憲）提出私立学校法第38条第7項の役員に配偶者又は3親等以内の親族を1人を超えて含んではいけないという規定に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 衆議院議員松原仁（無）提出本年4月27日から5月6日までの10連休における診療報酬の休日加算に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）

1. 衆議院議員早稲田夕季（立憲）提出ピアサポーター研修に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

◎政 令

資料あり

○住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（決定）（総務省）

〃 ○水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（厚生労働省）

〃 ○水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）（同上）

〃 ○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）（同上）

◎人 事

資料あり

○特命全権大使菅沼健一外1名を願に依り免ずることについて（決定）

〃 ☆広島大学名誉教授藤原 篤外206名の叙位，叙勲又は紺綬褒章授与について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]